

福岡県たばこ対策推進会議設置要綱

(設置目的)

第1条 県民の健康づくりを推進するため、本県の喫煙と健康に関わる対策の3つの柱である「受動喫煙の防止」「20歳未満の者の喫煙防止」「禁煙支援」の具体的な方策について、協議検討及び情報交換を行うために福岡県たばこ対策推進会議を設置する。

(協議内容)

第2条 福岡県たばこ対策推進会議は、次の事項について協議する。

- (1) 福岡県の喫煙に関する実態把握に関すること。
- (2) たばこ対策の取り組みに関すること。
- (3) 関係機関の連携に関すること
- (4) たばこ対策の情報に関すること。
- (5) その他(1)、(2)及び(3)の推進のために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 会議の委員は、学識経験者及び、関係機関、関係団体から推薦を受けた者とする。

- 2 推進会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は会議を招集し、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(意見の聴取)

第6条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、保健医療介護部健康増進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年1月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日以降、令和5年3月30日までの間に委員である者の任期については、第5条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。